

2025年度第2学期 大学コンソーシアム佐賀 特別聴講学生募集要項

I 大学コンソーシアム佐賀特別聴講学生について

大学等間で単位互換協定を締結することにより、他の大学等で修得した単位を所属する大学で修得した単位として認定する制度を単位互換制度といいます。

この制度は、所属する大学以外の大学等で開設される授業科目の単位を修得した場合には、所属する大学で単位として認定され、学生にとっては、授業科目の選択の幅を広げることができます。

放送大学では、平成20年5月に「大学コンソーシアム佐賀」を立ち上げ、相互に単位を互換する協定を結び、平成21年度第2学期から単位互換を実施しています。

全科履修生で出願資格を満たしている学生は、単位互換協定を締結している他大学等（以下「単位互換校」という。）において、授業科目を履修することができ、修得した単位は、放送大学の単位として認定されます。

ついては、令和7年度第2学期の募集を行いますので、希望者は本要項を熟読の上、出願期間中にお申し込みください。

- (注) 1 単位互換校で修得した単位は、60単位までを限度に放送大学の面接授業の単位として認定します。
- 2 放送大学での修得単位の認定は、単位互換校の成績評価の時期との関連により、履修学期の翌学期（2026年度第1学期）に行いますので、引き続き翌学期（2026年度第1学期）も全科履修生としての学籍がある方しか本制度の申請をすることができません。
- 3 単位互換校で修得した授業科目の単位により卒業要件を満たすことになる場合、履修学期（2025年度第2学期）ではなく翌学期（2026年度第1学期）末の卒業になります。

II 実施する単位互換校

単位互換校名	所在地及び電話番号
佐賀大学	佐賀市本庄町1番地 電話 0952-28-8402
西九州大学	神崎市神崎町尾崎4490-9 電話 0952-37-9206
九州龍谷短期大学	鳥栖市村田町岩井手1350 電話 0942-85-1121
佐賀女子短期大学	佐賀市本庄町本庄1313 電話 0952-23-5145
西九州大学短期大学部	佐賀市神園3丁目18-15 電話 0952-37-9614

Ⅲ 出願から単位認定までのスケジュール

事 項	日 程	備 考
出願相談及び 申請書類の提出	～2025年8月上旬	相談窓口及び提出先：佐賀学習センター
入学許可者の決定	2025年9月下旬頃	放送大学から本人に通知
授業料の納付 学生証の交付	(単位互換校により異なります)	場所：単位互換校
講義の履修	2025年10月 ～2026年3月	場所：単位互換校
単位認定試験の受験	(履修科目の担当教員の指示を受けてください。)	場所：単位互換校
成績通知	2026年3月中旬以降	放送大学から本人に通知
単位の認定	2026年4月中旬	単位互換校で修得した単位を 本学の単位として認定

Ⅳ 募集内容

1 出願資格

単位互換校の授業科目を履修できるのは、次の3つの要件を出願時に全て満たしている方になります。

- ① 出願時及び履修時及び単位認定時に全科履修生である者
- ② 出願時に本学の在学年数が通算1年以上の者(2024年度第1学期以前の入学者 ※編入生の場合、編入により短縮された年数は含まない)
- ③ 出願時に放送授業科目において30単位以上を修得している者

なお、単位互換校へ通学可能な学生を募集の対象とします。

- | |
|---|
| (注) 1 選科履修生及び科目履修生の方は出願できません。
2 編入学の方は③に関し「既修得単位認定をした単位を含む」とします。 |
|---|

2 開講授業科目及び募集人員

開設授業科目及び募集人員等については、別添の「令和7年度 大学コンソーシアム佐賀 共通教育科目一覧」をご覧ください。

3 選考方法

募集人員を超えた場合は、卒業要件の達成度に応じた以下の優先順位のほか、履修願の提出順による選考を行います。また、募集人員を超えない場合でも、面接授業等における学習態度その他を総合的に勘案し、推薦を行わない場合もあります。あらかじめご承知おきください。

- 【優先順位】
- ① 面接授業20単位未修得者で総単位数が93単位以上修得者
 - ② 面接授業20単位未修得者で総単位数が93単位未満修得者
 - ③ 面接授業20単位以上30単位未満修得者
 - ④ 面接授業30単位以上修得者

4 履修できる授業科目

他大学等が指定した科目の中で、本学において基盤科目、導入科目、専門科目に相当する科目として認められた科目となります。認められない場合は、履修不可となります。

5 出願のための履修相談

単位互換校における授業科目履修を希望する方は、単位互換校の履修可能科目及び履修要件等について、佐賀学習センターで確認・相談してください。

6 出願期間

2025年8月5日(火)まで【期間厳守】

7 出願書類及び提出先

必要事項を記入のうえ、①、②、③すべてを佐賀学習センターに提出してください。

- ① 「単位互換協定に基づく授業科目履修 出願票」(様式1)
- ② 「単位互換校における授業科目履修願」(放送大学提出用)(様式2)
- ③ 「特別聴講学生履修願」(履修願様式)

(注) 1 単位互換校へ直接出願することはできません。
2 単位互換校で既に単位を修得した科目及び履修中の科目を再履修することはできません。
3 本制度は、放送大学学長の推薦に基づき単位互換校の学長が入学を許可するものです。出願後の個人的事由による辞退に関しては、認められません。
(やむを得ない理由で辞退する場合は、理由書他の提出が必要となります。)
学期を通しての授業履修が可能かどうかを見極めた上で出願を行って下さい。

※資格取得に関する科目については、佐賀学習センターにお問い合わせください。

単位互換校に確認のうえ回答します。

※通学が可能な場合、佐賀学習センター以外の学習センターに所属する学生の履修は可能ですが、出願書類の提出先及び取りまとめは佐賀学習センターとなります。

8 学費

単位互換校	授業料
佐賀大学	1単位当たり 14,800円
西九州大学	1単位当たり講義 10,000円、演習 15,000円
九州龍谷短期大学	無料
佐賀女子短期大学	無料
西九州大学短期大学部	無料

入学金は必要ありません。授業料は、単位互換校により異なります。

なお、受講科目によっては、授業料以外にテキスト代等の費用がかかる場合があります。

学費は、入学を許可された者本人が単位互換校に直接納入します。

- | |
|---|
| (注) 1 出願の時点では学費の納入の必要はありません。
2 放送大学への学費の納入はできません。
3 授業料は期限内に納付してください。一旦納入された授業料は、理由のいかんを問わず返還されません。 |
|---|

9 学生の身分

単位互換校における学生の身分は、「特別聴講学生」になります。

10 身体に障害のある方の出願

単位互換校によっては、障害の種類、程度や教室の状況によっては、学生の受け入れができない場合がありますので、身体に障害のある方で出願を希望される方は、事前に佐賀学習センターにご相談ください。単位互換校に相談の上で、受け入れが可能かどうかを学生本人に連絡します。

V 本学での選考等結果の通知

- 1 選考の結果、単位互換校に推薦しない者については、その旨を通知します。
- 2 放送大学から推薦した学生は、単位互換校における受入審査を経て、入学が許可されることとなります。入学の可否については、単位互換校より学生へ通知されます。

放送大学は単位互換校からの入学可否の通知を受け、単位互換校で受講する授業科目の放送大学での科目区分とともに、学生へ特別聴講学生受入の決定について通知します。

VI 入学手続き等

授業料納入及び履修に関する手続きは、単位互換校の指示に従い、期限までに行ってください。

授業の履修方法などについては、入学後に単位互換校の所属する学部に直接お問い合わせください。

- | |
|--|
| (注) 1 単位互換校へ入学の可否の問い合わせはしないでください。
2 授業料が納付されない場合は、入学許可が取り消されることがあります。 |
|--|

VIII 単位認定試験

単位認定試験は、単位互換校が行う試験を受験することとなります。試験日等の詳細は履修科目の担当教員の指示を受けてください。

- | |
|--|
| (注) 放送大学では、単位互換校で行われる単位認定試験についてのお問い合わせには応じられません。 |
|--|

IX 成績通知

単位互換校で履修した科目の単位認定試験の結果は、2026年3月中旬以降に単位互換校より学生へ通知されます。

放送大学では2025年4月中旬に単位互換校で修得した単位の認定を行い、学生へ通知します。なお、単位互換校が認定した単位は、本学の面接授業単位として認定されます。